

自然的環境保全配慮書の 作成にあたって



自然的環境保全配慮書は、事業者が対象事業区域内の自然的環境を把握し、その保全・回復・創出に関する考え方を示し、具体的な事業計画の立案に反映させることにより、自然環境に囲まれた「緑豊かなまちづくり」を目指すことを目的とするものです。

川崎市

自然的環境保全配慮書について

- 自然的環境保全配慮書（以下「保全配慮書」という。）は、対象事業区域内において一定規模以上の自然的環境が確認された場合、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑の条例」という。）第30条の2」により、提出する書面です。
- 保全配慮書は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（以下「総合調整条例」という。）」の規定が適用される事業の場合、「事業概要書」の添付図書として使用します。
- 都市計画法第29条の許可を要する開発行為で一定の規模を満たす事業の場合は、区域内の樹木又は樹木の集団の保存、表土の保全措置の考え方を示すものとしても活用します。

自然的環境保全配慮の位置づけと手続きの流れ。（図中の は事業者の手続きを示します。）

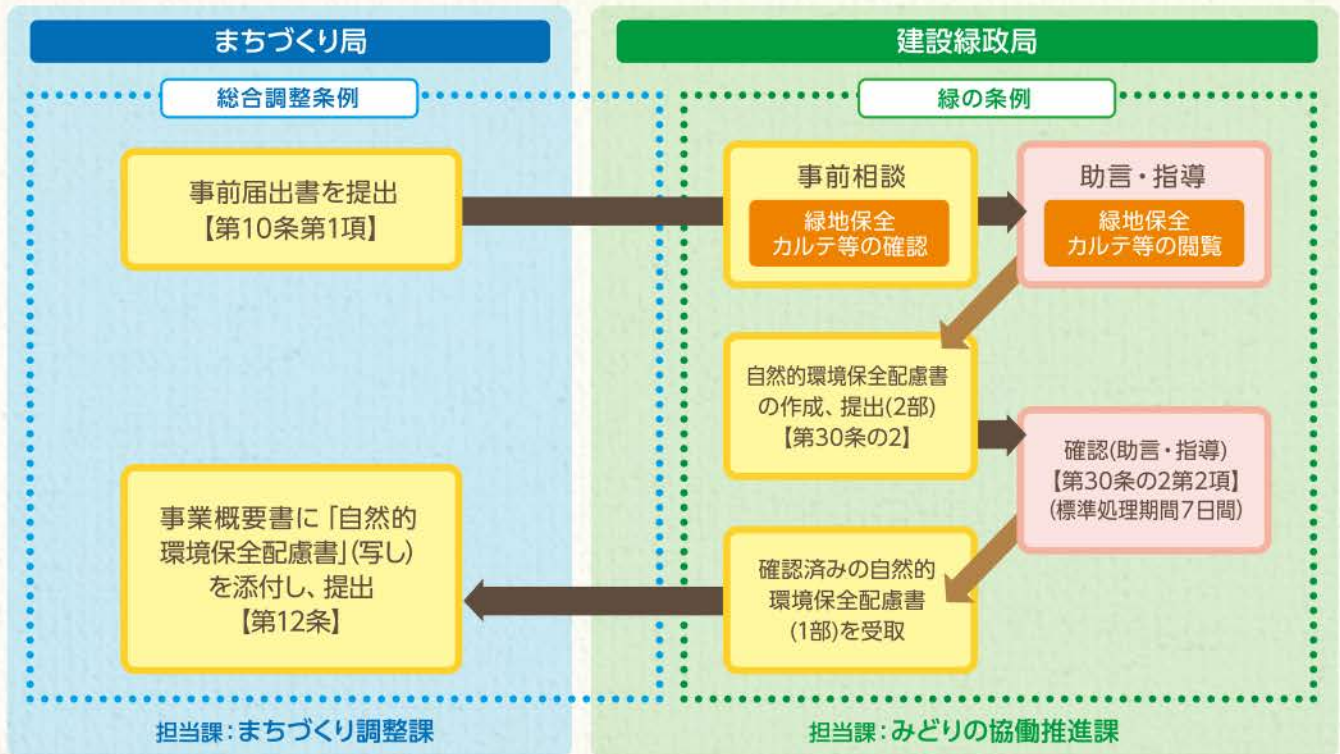


図1 自然的環境保全配慮書の位置づけ

① 自然的環境保全配慮書の提出が必要となる事業

対象事業	対象となる自然的環境の規模	自然的環境の考え方
500㎡以上の建築行為及び開発行為	対象事業区域内に300㎡以上の一団の樹林地がある場合	【樹林地】 平均高さ5㎡以上の樹木が10㎡に1本以上の割合でまとまって存する300㎡以上の土地をいう。なお、防風林、屋敷林等、敷地内植樹地についても樹林地として取り扱う。
	対象事業区域内に1,000㎡以上の一団の農地がある場合	【農地】 水田、畑、苗圃など、農地として活用されている土地をいう。 (舗装されていない休耕地を含む)
	対象事業区域内にその他、優れた自然的環境を有する土地がある場合 (特筆すべき自然的環境、保存すべき樹木)	【特筆すべき自然的環境】 多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸または水辺地（湧水・池・湿地）等 【保存すべき樹木】 緑の条例第17条に規定する「保存樹木」、「まちの樹」又は、これに準ずる樹木（樹高10㎡以上、かつ目通周1㎡以上）※樹林地の一部である樹木は、「樹林地」として、取り扱う。

② 自然的環境保全配慮事項

配慮事項	
(1) 樹林地の保全、回復又は創出への配慮	(6) 多様な自然的環境の保全又は回復への配慮
(2) 樹木の保存等への配慮	(7) 循環利用 (リサイクル) の取組
(3) 動植物の生息・生育環境についての配慮	(8) 緑化の推進
(4) 表土の保全への配慮	(9) 地球温暖化対策への配慮
(5) 雨水等の浸透 (水循環) についての配慮	(10) 景観の保全への配慮

■対象事業区域内に300㎡以上の一団の樹林地がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目(No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(1)(3)(5)(7)(8)
	3,000㎡以上	(1)(3)～(5)(7)～(10)
共同住宅・事業所・公共公益施設	3,000㎡未満	(1)(3)(5)(7)～(10)
	3,000㎡以上	(1)(3)～(5)(7)～(10)

■対象事業区域内に1,000㎡以上の一団の農地がある場合 (舗装されていない休耕地含む)

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目(No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(3)(5)(8)
	3,000㎡以上	(3)～(5)(8)～(10)
共同住宅・事業所・公共公益施設	3,000㎡未満	(3)(5)(8)～(10)
	3,000㎡以上	(3)～(5)(8)～(10)

■対象事業区域内に特筆すべき自然的環境がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目(No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(3)(5)(6)(8)
	3,000㎡以上	(3)～(6)(8)～(10)
共同住宅・事業所・公共公益施設	3,000㎡未満	(3)(5)(6)(8)～(10)
	3,000㎡以上	(3)～(6)(8)～(10)

■対象事業区域内に保存すべき樹木がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目(No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(2)(3)(5)(7)(8)
	3,000㎡以上	(2)～(5)(7)～(10)
共同住宅・事業所・公共公益施設	3,000㎡未満	(2)(3)(5)(7)～(10)
	3,000㎡以上	(2)～(5)(7)～(10)

※対象事業区域に複数の自然的環境がある場合は、それぞれの種別に該当する項目全てに配慮します。

③ 自然的環境配慮書の記載例 ※赤字は、記載例です。

第18号様式の2

(表)

自然的環境保全配慮書									
年 月 日									
(宛先) 川崎市長									
住所 川崎市〇〇区〇〇1丁目1番 氏名 川崎 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇〇 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名									
川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第30条の2第1項の規定により、次のとおり提出します。									
事業の名称	〇〇〇共同住宅建設								
事業の種類	☐ 建築行為	☒ 開発行為	事業の目的	マンション建設					
事業区域の位置	川崎市 〇〇 区 〇〇 町 〇〇番								
事業区域の面積	5,000.00㎡								
用途地域	第一種中高層住居専用地域								
工事予定期間									
建蔽率	60 %	容積率	200 %						
1 自然的環境の現況									
自然的環境の種類	☒ 樹林地 ☐ 農地 ☐ その他優れた自然的環境 (特筆すべき自然的環境・保存すべき樹木)								
土地の現況	種別	樹林地	農地	草地	その他	合計	特筆すべき自然的環境の概要 ☐ 谷戸 ☒ 水辺地 (湧水・池・湿地)		
	面積	2,000㎡	500㎡	1,000㎡	1,500㎡	5,000㎡			
	比率	40 %	10 %	20 %	30 %	100%			
樹林地の現況	主な植生の状況		☒ 落葉広葉樹林 ☐ 常緑広葉樹林 ☐ 針葉樹林 ☐ 竹林 ☐ その他						
	主な樹種		主にクヌギ・コナラ等の二次林						
	平均樹高		約10m						
保存すべき樹木 保存樹木・まちの樹については、() 内に記入してください。	樹種	ケヤキ	(〇〇)	2m	15m	保存樹木・まちの樹			
		()		m	m				
		()		m	m				
		()		m	m				
		()		m	m	保存樹木・まちの樹に準ずる樹木			
		()		m	m				
緑地総合評価	A・B・C・該当なし) 緑地番号〇〇〇〇								
自然的環境の評価に関する事項	地形	(崖線・谷地) がある。 傾斜度 (30度以上・30度未満) 急傾斜地崩壊危険区域 (内・外) 土砂災害警戒区域 (内・外)							
	動植物情報	希少な動植物が確認されている・いない)。							
	緑と水のネットワーク	都市公園等と隣接している・いない)。 都市公園等の名称: 〇〇〇〇特別緑地保全地区 (樹林地・農地・河川) と隣接している。							
	歴史・文化・レクリエーション	遺跡、神社、仏閣等の歴史的文化財と一体性が (ある・ない) 旧街道 (中原街道・大山街道・津久井街道) が通って (いる・いない)。 遊歩道が通って (いる・いない)。							
	眺望・景観	鉄道駅又は車窓から (見える・見えない)。 国道又は主要地方道から (見える・見えない)。							

特筆すべき自然的環境とは、多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸または水辺地 (湧水・池・湿地) 等

保存すべき樹木とは、緑の条例第17条に規定する「保存樹木」、「まちの樹」又は、これに準ずる樹木 (樹高10m以上、かつ目通周1m以上) ※樹林地の一部である樹木は、「樹林地」とします。

緑地総合評価とは、市域に残された1,000㎡以上の樹林地の現状を把握し、A・B・Cランクに分け、保全すべき樹林地の優先順位を明らかにしているものです。

緑地総合評価の対象地の緑地番号を記入します。みどりの協働推進課窓口で閲覧できます。

対象事業区域と隣接する土地との緑の連続性について、該当事項に印をつけてください。

都市公園等とは、公園、緑地、特別緑地保全地区等です。

(裏)

緑化指針及び右ページの配慮すべき主な視点を参考に、対象事業区域に即した方針を記載してください。

2 自然的環境の保全に関する配慮の方針

(1)	樹林地の保全、回復又は創出への配慮	可能な限り土地の形質変更を最小限に抑え、公園・緑地と自主管理の緑地において現況樹林地の保全に努めます。また、やむなく保全できない樹林地については、緑の連続性に配慮しながら現況植生の回復に努めます。
(2)	樹木の保存等への配慮	樹木については、生育に必要な空間を確保しながら、可能な限り保存に努めます。また、造成等によりやむなく現況保存ができない場合は、可能な限り敷地内への移植を検討します。
(3)	動植物の生息・生育環境についての配慮	樹林地を始めとする自然的環境の保全及び回復に配慮することで、動植物の生息・生育環境の確保に努めます。また、食餌木の植栽や水辺地の設置により、動植物の生息・生育空間の拡大に努めます。
(4)	表土の保全への配慮	公園・緑地や自主管理の緑地において、植物が良好に生育していくための表土の保全や土壌改良を行います。
(5)	雨水等の浸透（水循環）についての配慮	樹林地の保全、回復又は創出により、雨水浸透の保持に努めます。また、透水性舗装の使用により浸透機能の回復に努めます。
(6)	多様な自然的環境の保全又は回復への配慮	湧水が確認されている箇所と樹林地を一体的に保全することを検討します。
(7)	循環利用（リサイクル）の取組	やむなく伐採する樹木等については、リサイクル事業所に持ち込むことを検討します。
(8)	緑化の推進	敷地内になるべくまとまった面積の緑化地を設けることで、緑化の推進に努めます。また屋上や壁面の緑化を検討します。
(9)	地球温暖化対策への配慮	二酸化炭素吸収量の向上に寄与する高木を積極的に植栽します。
(10)	景観の保全への配慮	多摩丘陵の景観を維持するため、尾根部分の樹林地をなるべく保全し、接道部の緑化により緑の連続性を確保することに努めます。
添 付 書 類		(1)対象事業区域の現況図 (2)自然的環境を有する土地の求積図 (3)自然的環境を有することが確認できる現況写真 (4)付近の見取図 (5)その他市長が必要と認める書類

注 この書面は、正本と複写したものを各1部提出してください。

4 「自然的環境の保全に関する配慮の方針」 記載上の視点

現況のまま保全することが困難な場合 やむを得ず保全や回復ができない場合

保 全

回 復

創 出

※自然的環境保全配慮の基本的な考え方については、緑化指針を参照してください。

配慮事項		配慮すべき主な視点
(1)	樹林地の保全、回復又は創出への配慮	1. 公園・緑地や自主管理の保全・回復型緑地の配置による樹林地の保全
		2. 土地の形質変更を最小限に抑えた造成計画による保全
		3. 周辺環境との調和や緑の連続性の確保
		4. 緑化地を創出する際、現地及び周辺地域において生育状況が良好な樹種の選択
(2)	樹木の保存等への配慮	1. 生育に必要な空間の確保を含めた樹木の保存
		2. 公園・緑地や自主管理の保全・回復型緑地への移植等による回復
		3. 大景木（樹高6.0m、目通周0.4m、葉張2.5m以上の樹木）の植栽による代替措置
		4. 現地及び周辺地域において生育状況が良好な樹種の選択
(3)	動植物の生息・生育環境についての配慮	1. 樹林地をはじめとする自然的環境の保全
		2. 動植物の生息・生育環境をできるだけ広い面積で維持
		3. 動植物への影響が少ない工事時期の選定
		4. 現地及び周辺地域において生育状況が良好な樹種による緑化地の創出
		5. 食餌木の植栽や水辺地の設置、連続性がある緑地の確保等による生息・生育環境の拡大
(4)	表土の保全への配慮	1. 公園・緑地や緑化地等植栽を行う場所における表土の保全
		2. 工事中に表土を保存し、植栽地の土壌に復元
		3. 土壌が植物の生育に好ましくない場合は土壌改良剤と肥料を与え耕起し改良
(5)	雨水等の浸透（水循環）についての配慮	1. 樹林地の保全による雨水等の浸透の保持
		2. 透水性舗装による整備
		3. 駐車場等を活用した雨水浸透施設の推進
		4. 雨水浸透ますの設置
(6)	多様な自然的環境の保全又は回復への配慮	1. 公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地の配置による谷戸や水辺地等の保全
		2. 従前と類似した多様な生き物の生息・生育環境の回復
		3. 暗渠管の埋設による湧水の保全
(7)	循環利用（リサイクル）の取組	1. 伐採樹木等を循環利用している事業所に持ち込みリサイクル
		2. 伐採樹木、刈草を用いた堆肥、土壌改良剤の使用
		3. カントリーヘッジを設置し、生き物のすみかや垣根として活用
		4. 木製階段、ベンチなど簡易施設の材料としての利用
(8)	緑化の推進	1. 緑化指針に基づく積極的な緑化
		2. 屋上緑化、壁面緑化等の特殊空間の緑化による緑のネットワークの形成
		3. 緑地協定、緑化施設整備計画認定制度等の活用
(9)	地球温暖化対策への配慮	1. 二酸化炭素吸収量の向上に寄与する高木の植栽
		2. 水辺地の確保や屋上、壁面の緑化によるヒートアイランド現象の緩和
(10)	景観の保全への配慮	1. 樹林地や地域のシンボルとなっている樹木の保全
		2. 尾根部分の保全による、斜面地の緑と地形の連続性を生かした景観の形成
		3. やむを得ず尾根部の緑を残せない場合、大景木の植栽による尾根等の連続性の回復
		4. 屋上やテラス、敷地外周部等の緑化による緑の連続性の確保

5 自然的環境保全配慮書の提出について

●保全配慮書は、緑の条例施行規則第18号様式の2による書式を御利用ください。総合調整条例の規定が適用される事業の場合、事業概要書を提出しようとする日の7日前までに提出をお願いします。

提出部数：正本1部・副本1部（正本の複写で可）

●なお、様式はホームページに掲載しております。

図書名	記載内容	備考
自然的環境保全配慮書	対象事業区域の自然的環境の現況について調査し、該当する項目について、その保全配慮の考え方を示すものです。 (調査は、目視による確認でも良い)	第18号様式の2 (注) 両面複写
添付図書	対象事業区域の現況図 (自然的環境の概要)	1/2,500
	自然的環境を有する土地の求積図	1/500～ 1/1,000
	自然的環境を有することが確認できる現況写真	
	付近の見取図 (位置図)	1/2,500
	その他市長が必要と認める書類	その他、必要とされる図書

6 添付図書の作成例



図2 対象事業区域の現況図

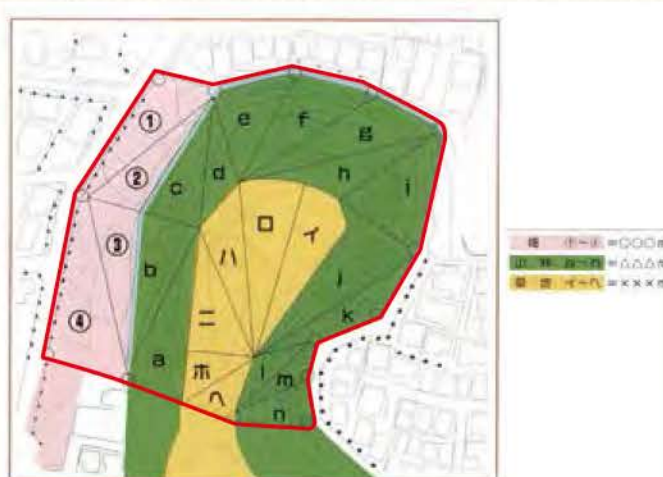


図3 自然的環境を有する土地の求積図

7 自然的環境保全配慮の事例

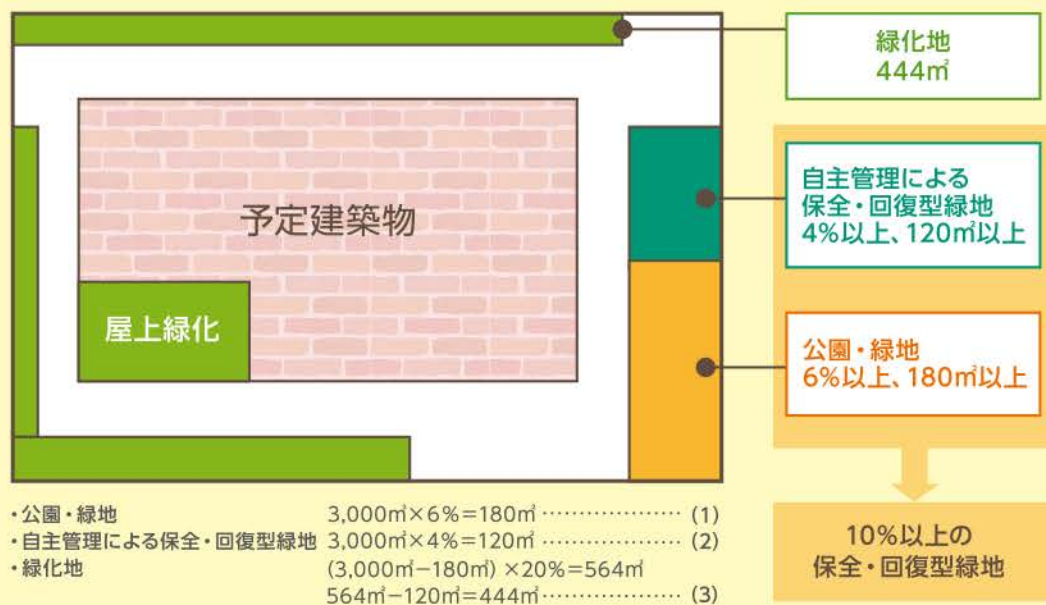


図4 開発区域面積3,000㎡の共同住宅建設事業の事例



問合せ先

詳しくは
HPにアクセス▼



緑化協議について
自然的環境保全配慮書について

建設緑政局みどりの協働推進課 緑化指導担当
TEL:044-200-2391 FAX:044-200-7703

緑地協定について
まちの樹・保存樹木等について

建設緑政局みどりの協働推進課 緑化推進担当
TEL:044-200-2380 FAX:044-200-7703

緑地保全カルテについて
緑地保全制度について

建設緑政局みどりの保全整備課 緑地保全担当
TEL:044-200-2381 FAX:044-200-3973